

行政及び司法の各部門の支部図書館の職員への感謝状の贈呈に関する内規

(昭和五十七年六月十九日 国立国会図書館内規第五号)

改正 昭和六十一年五月 三十日 国立国会図書館内規第四号

平成 十四年三月三十一日 同 第四号

(目的)

第一条 この内規は、行政及び司法の各部門の支部図書館（以下「支部図書館」という。）の職員で、支部図書館に長期間勤続したもとのに対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈を受ける者の範囲)

第二条 感謝状の贈呈は、支部図書館の職員のうち、支部図書館に十年以上勤続し（支部図書館から国立国会図書館に出向し、再び支部図書館の職員となり、これらの期間を通じて十年以上となる場合を含む。）、支部図書館の向上発展に寄与したものとして当該支部図書館長から推薦のあったものに対して行う。

(贈呈の方法)

第三条 感謝状の贈呈は、館長が授与して行う。

(感謝状の様式)

第四条 感謝状の様式は、館長が定める。

(副賞)

第五条 感謝状には、副賞を添えることができる。

(贈呈の期日)

第六条 感謝状の贈呈は、年一回定期に行う。

(内申)

第七条 総務部長は、第二条の規定に基づき、支部図書館長から推薦のあつた者について感謝状の贈呈に値すると認めるときは、その旨を館長に内申するものとする。

(贈呈の事務)

第八条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務部が行う。

附則

この内規は、昭和五十七年六月十九日から施行する。

附則 (昭和六十一年五月三十日 国立国会図書館内規第四号)

この内規は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附則 (平成十四年三月三十一日 国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。